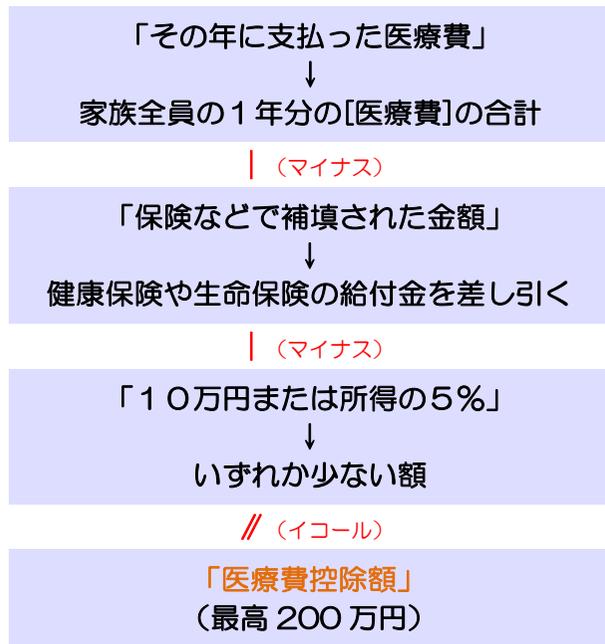


# 医療費控除について

## ● ごぞんじですか？

ご自分やご家族の病気やけがなどにより支払った医療費が、年額 10 万円以上ある時は医療費控除として所得から差し引くことができます。



● 2/16～3/15 の確定申告で、支払った税金が戻ってきます。(目安は生計をともにしている家族の医療費合計が約 10 万円以上)

● 1 年分(1/1～12/31)の医療費の領収書(医療を受けた人や理由を書きおきます。)交通費のメモ(氏名、理由、日付、交通機関を明記)を 家族ごとに分類しておきます。

## ● 医療費として認められるもの

医師、歯科医師による診療代、治療代

- 歯科のほとんどの保険外(自費)診療費
- 海外での治療代
- 目の病気や治療に必要なメガネ
- 治療、療養のため薬局で買った医薬品
- 風邪薬、包帯等→(薬局の領収書に医薬品の名前や使用目的をメモしておきます。)
- 成人用おむつ(病院発行の「おむつ使用証明書」を添付)
- 松葉杖(松葉杖を使う人が雨の日に利用したタクシー代)

■ 補聴器

入院・通院費

- 入院の部屋代や食事代
- 付添人の報酬や交通費
- 通院の為の交通費

出産費

- 妊娠と診断されてから、出産して退院するまでに医師や病院に支払う費用
- 助産婦による分娩費
- 交通費→電車、バス代。  
(タクシー代は入退院時のみ)
- 治療のためのあんま、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復の費用
- 診療や治療を受けるために必要な医療用器具の購入代、リース代 保健婦、看護婦、准看護婦、特に依頼した人に支払った療養上の世話の費用。(在宅療養を含みます。)

## ● 医療費として認められないもの

近視、遠視、乱視、老眼、矯正用のめがね、コンタクトレンズ、「美容のため」の歯列矯正 など医療費とは判断できない場合

## ● 手続きは簡単

2/16～3/15 の確定申告時に、所轄税務署で取り扱っています。

◇持参するもの

1. 家族全員の1年分(1/1～12/31)の医療費の領収書  
交通費のメモ(氏名、理由、日付、交通機関を明記)
2. 印鑑
3. 源泉徴収票(給与所得者)

## ● 所得による控除額の一例

10 万円を超えた分の実質自己負担額は所得に依り減額になります。この額は減税措置により国で負担してくれることになります。

(例) 30 万円の医療を受けた場合の実質負担一覧表

所得	控除割合	控除金額	実質負担額
200 万円	15%	¥30,000	¥270,000
400 万円	30%	¥60,000	¥240,000
600 万円	30%	¥60,000	¥240,000
800 万円	33%	¥66,000	¥234,000
1000 万円	43%	¥86,000	¥214,000
1400 万円	43%	¥86,000	¥214,000
1800 万円	50%	¥100,000	¥200,000

\*他の医院などで受けた医療費に関しましても合算することができます。

詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。